

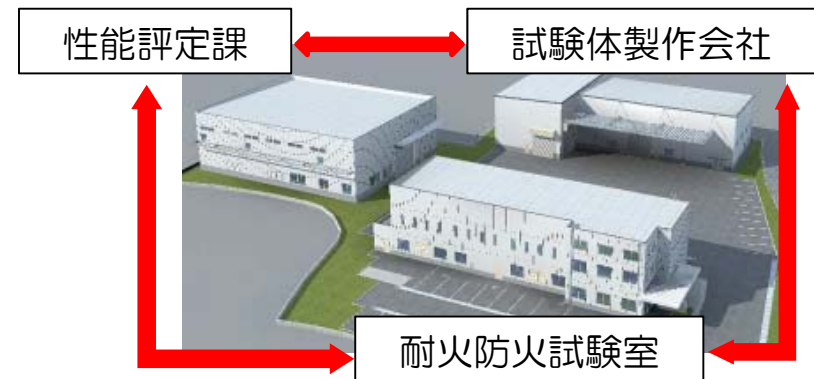
【お知らせ】性能評価課(池田事業所)の開設および 防火材料試験業務再開について

■性能評価課(池田事業所)の開設

今年4月から性能評価課(池田事業所)は耐火防火試験室(池田)と同じ敷地内での業務を開始いたしました。業務内容として、防耐火構造・防火材料・飛び火の性能評価に関する打合せを行っております。

池田事業所の開設や本年度池田に設置予定の「柱炉」・「水平炉」が完成することで、すべての性能評価の打合せ～試験体製作～試験を同じ敷地内で行うことができます。これまで以上にお客様の大臣認定取得が円滑に行えるように尽力いたします。

また、当法人の試験体製作管理部門の所属が耐火防火試験室から性能評価課へと変わり、連携を強化しました。



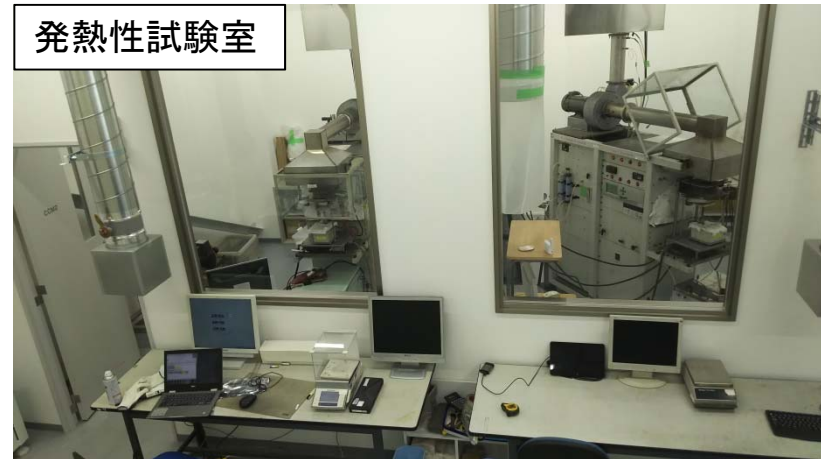
■防火材料部門の試験業務再開

3月15日から行っていた試験設備の移設、調整作業が予定通り終了し、試験業務を再開いたしました。これまでは性能評価試験の試験業務を発熱性試験装置1機で行っていましたが、池田では発熱性試験装置2機を各部屋に設置し、同時に稼働いたします。2機同時稼働によってお客様の試験を迅速に行わせていただきます。

柱炉・水平炉・防火材料棟
(2F: 性能評価課(池田事業所))



発熱性試験室





【ご紹介】耐火構造等の告示改正について

耐火構造等の構造方法を定める件

H30年3月に国土交通省より【耐火構造(告示第1399号)】・【準耐火構造(告示第1358号)】について、告示改正が公布・施行されました。概要を下表に示します。

防耐火区分	部位	構造・下地	防火被覆
耐火構造 (2時間)	柱	鉄骨造※ ¹	・けい酸カルシウム板(かさ比重0.35以上)50mm以上 ・けい酸カルシウム板(かさ比重0.15以上)55mm以上
	はり	鉄骨造※ ¹	・けい酸カルシウム板(かさ比重0.35以上)45mm以上 ・けい酸カルシウム板(かさ比重0.15以上)47mm以上
耐火構造 (1時間)	柱	鉄骨造※ ¹	・けい酸カルシウム板(かさ比重0.15以上)27mm以上
	はり	鉄骨造※ ¹	・けい酸カルシウム板(かさ比重0.15以上)25mm以上
	柱・はり	木造・鉄骨造※ ¹	・強化せっこうボード総厚46mm以上(2枚以上張ったもの)
	床	木造・鉄骨造	・強化せっこうボード総厚42mm以上(2枚以上張ったもの)【表側】および 強化せっこうボード総厚46mm以上(2枚以上張ったもの)【裏側又は直下の天井】
耐火構造	屋根	木造・鉄骨造	・強化せっこうボード総厚27mm以上(2枚以上張ったもの)
	階段	木造	・強化せっこうボード総厚27mm以上(2枚以上張ったもの)
準耐火構造	屋根	—	・構造用合板等※ ² 9mm以上【野地板】および 強化せっこうボード12mm以上【屋内側又は直下の天井】

※1: 鉄骨断面積(mm²)を加熱周長(mm)で除した数値が6.7以上のH形鋼ならびに鋼材の厚さが9mm以上の角形鋼管及び円形鋼管

※2: 構造用合板、構造用パネル、パーティクルボード、硬質木片セメント板、その他これらに類するもの

【認定情報】大臣認定期間

平成30年4月現在、大臣申請から約**2.0ヶ月後**に認定書が交付されています。

大臣申請は、『GBRCによる代理申請』又は『自社申請』が選択できます。

■代理申請:

お客様に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明や申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応します。交通費等負担金として、1件あたり、1万5千円を頂戴します。

■自社申請:

お客様が自ら申請を行います。申請後、認定書交付されましたら下記担当者までご一報ください。



【お知らせ】申請者等変更手続きについて

性能評価の受付から大臣認定書取得までの間、会社名、代表者名、所在地等に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要です。変更が生じましたら、早急に下記担当者までお知らせ下さい。



【お知らせ】HPの評価図書更新について

H30.4.23から評価図書のフォーマット(防火設備・特定防火設備、区画貫通部を除く)を更新いたしました。大臣認定取得をお考えの方は新しい評価図書のフォーマットをご利用ください。

http://www.gbrc.or.jp/building_confirm/taika_buzai/tb_download/#boka-zairyu01

【お知らせ】東京事務所の移転について

当法人の東京事務所を打合せスペース拡充のため、平成30年5月21日より下記事務所に移転し、業務を開始することとなりました。

新事務所では、製品認証業務の他、性能評価などに関する打合せや当法人本部・大阪事務所・池田事業所とのテレビ会議等をご利用いただけます。どうぞご活用ください。

移転先: 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目5番8号
西新橋一丁目川手ビル4階
TEL: 03-3580-0866 FAX: 03-3580-0868

アクセス: 都営地下鉄三田線「内幸町」駅A4a出口 徒歩1分、
JR「新橋」駅日比谷口 徒歩4分、
東京メトロ銀座線「虎ノ門」駅9番出口 徒歩4分



【編集後記】

4月から新たな事業所で性能評価業務を開始いたしました。耐火防火試験室(池田)の開設に引き続き、性能評定課(池田事業所)の開設に携われ、ワクワクしながら業務を行わせていただいております。耐火防火試験室と同じ敷地内での業務となりましたので、皆さまの認定取得をより円滑に行えるよう尽力してまいります。お気軽にお問い合わせいただくと幸いです。

発行者: 一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課(池田事業所)
担当: 中野、豊田、門岡、松田、長野(防耐火構造、防火設備)
中道、高山、正木(防火材料、飛び火)
TEL: 072(768)8201 FAX: 072(768)8215
E-mail: seinou2@gbrc.or.jp